

官製談合防止法違反等容疑による
職員逮捕及び起訴事件についての
再発防止策等に係る報告書

平成31年3月

周南市入札監視委員会

はじめに

平成30年11月19日及び12月10日、周南市が発注した建設工事に関し、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」、いわゆる官製談合防止法違反及び刑法の公契約関係競売入札妨害罪の容疑で、周南市職員が逮捕・起訴されるという不祥事が発生し、市政に対する市民の信用を大きく失墜させる事態となりました。

今回の事案が、公正かつ公平でなければならない入札及び契約の執行に対する妨害という重大な事案であることから、平成30年12月25日付けで、周南市長から「周南市入札監視委員会」に対して、事件発生の要因や現行の入札制度とその運用及び事務処理のチェック体制を検証し、効果的な再発防止策を提言するよう求められました。

以後、委員会として5回にわたって入札制度やその運用等を検証するとともに、再発防止策について審議を重ねてきました。本書は、委員会での審議で出された意見等をまとめたものです。

今後、意見等の趣旨を真摯に受け止め、再発防止の対策を講じられるよう要望するとともに、対策の実施により、市民の信頼を早急に回復されることを希望いたします。

平成31年3月6日

周南市入札監視委員会

委員長 松田 悦治

目 次

1	周南市入札監視委員会	1
2	事件発生の変因と審議方針	2
3	事件の概要及びその後の経緯	3
4	周南市のコンプライアンスの現状と課題	8
5	現行の入札制度の運用の検証結果と課題	11
6	事務処理のチェック体制の検証結果と課題	13
7	再発防止策	16
8	総括	20

【資 料】

入札制度の検証と再発防止策策定のロードマップ・・・・・・・・・・資料1

入札・契約事務の流れ・・・・・・・・・・資料2

1 周南市入札監視委員会

(1) 委員構成

役 職	所 属 等	氏 名	区 分
委員長	山口県建築士会	松田 悦治	建築系学識経験者
職務代理者	徳山工業高等専門学校	目山 直樹	建築系学識経験者
委員	秋山公認会計士事務所	秋山 一正	公認会計士 税理士
委員	徳山大学	坂本 勲	経済系学識経験者
委員	橋野法律事務所	橋野 成正	弁護士

(2) 開催状況（詳細については、資料1参照）

回 数	開催年月日	審 議 内 容 等
第1回	平成30年 12月25日（火）	・官製談合防止法違反等事件の概要報告について ・今後の委員会の開催日程について
第2回	平成31年 1月10日（木）	・改善（案）の提案・説明 ・入札制度の変遷について
第3回	平成31年 1月21日（月）	・改善（案）の提案・説明 ・入札後から契約までの制度について
第4回	平成31年 2月 4日（月）	・臨時市議会への報告内容について ・公判内容の報告について ・報告書（案）の検討
第5回	平成31年 2月25日（月）	・答申（案）の取りまとめについて ・コンプライアンス審査会の報告について

2 事件発生の要因と審議方針

(1) 事件発生の要因と審議方針

官製談合防止法違反等容疑で入札当時、財政部技監兼検査監であった者（以下「前技監」という。）が逮捕された事件（以下「本件事件」という。）について、平成30年12月25日付けで、市長より、事件発生の要因、現行の入札制度とその運用及び事務処理のチェック体制などについて検証し、再発防止策についての提言を行うよう諮問を受けたところである。

本件事件における前技監の行為や事実関係（以下「事実関係等」という。）は、本件事件が既に公判中で、裁判が進む中で明らかにされるものであり、また、前技監が罪状を否認している状況では、犯罪の調査権を持たない当委員会が前技監の事情や事実関係等を究明することは難しいものとする。

従って、公訴事実にある「価格漏えい」があったかどうかは現時点では断定できないが、職員が逮捕・起訴されたことは事実であり、このような事件の再発防止の為、現行の入札制度とその運用等について検証し、課題を抽出してこれに対する再発防止策を提言することとした。

審議を進めるに当たっては、まず、制度の内容の説明を事務局から受け、質疑等を通じて、課題を抽出、整理するとともに、周南市の内部検討会による課題への対応策も参考にしながら、制度及びその運用に対する再発防止策を検討していくこととした。

3 事件の概要及びその後の経緯

(1) 事件の概要

前技監が、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「官製談合防止法」という。）違反、公契約関係競売入札妨害罪で起訴されたものである。

「徳山動物園リニューアル北園広場修景工事」に関し、平成30年11月19日、前技監は、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で山口県警に逮捕され、同年12月10日、同罪名により、山口地方裁判所に起訴された。

さらに、同日、「周南緑地（メインエントランス）整備工事」に関し、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で山口県警に再逮捕され、同年12月28日、同罪名により、山口地方裁判所に追起訴された。

(2) その後の経緯

平成31年1月30日の第1回公判において明らかになった公訴事実の概要は次のとおりである。

ア 徳山動物園リニューアル北園広場修景工事に係る公訴事実

周南市が平成29年12月6日に執行した「徳山動物園リニューアル北園広場修景工事」の条件付一般競争入札に関し、前技監として適正に入札等に関する職務を行う義務があるにもかかわらず、その職務に反し、同年11月下旬、周南市又はその周辺において、福谷産業株式会社 代表取締役（以下「本件業者 代表取締役」とする。）に、同入札の秘密事項である同工事の設計金額（税抜）が8,901万9,000円である旨を教示し、よって、同年12月6日、周南市において執行された同入札において、福谷産業株式会社（以下「本件業者」という。）をして、同設計金額から算出

した8,015万280円(同市が算出した判断基準額に近似した額)で入札させて同工事を落札させ、もって、偽計を用いて公の入札で公正を害すべき行為をしたもの。

イ 周南緑地(メインエントランス)整備工事に係る公訴事実

周南市が平成28年11月24日に執行した「周南緑地(メインエントランス)整備工事」の条件付一般競争入札に関し、前技監として適正に入札等に関する職務を行う義務があるにもかかわらず、その職務に反し、同月中旬、周南市又はその周辺において、本件業者 代表取締役は、同入札の秘密事項である同工事の設計金額(税抜)が2,760万6,000円である旨を教示し、よって、同月24日、周南市において執行された同入札において、本件業者をして、同設計金額から算出した2,447万3,540円(同市が算出した判断基準額と同額)で入札させて同工事を落札させ、もって、偽計を用いて公の入札で公正を害すべき行為をしたもの。

ウ 事件発覚後の経過及び市の対応

月 日	事 項
平成30年 11月19日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・前技監を「徳山動物園リニューアル北園広場修景工事」に係る官製談合防止法違反等の容疑で逮捕 ・本件業者 代表取締役を「徳山動物園リニューアル北園広場修景工事」に係る公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕 ・警察による市役所の家宅搜索
20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の幹部会議開催 ・緊急記者会見(対応者:市長、副市長、行政管理部長、財政部長、都市整備部長) ・ホームページに職員逮捕についてお詫び文を掲載
21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・前技監を官製談合防止法違反等の容疑及び本件業者 代表取締役を公契約関係競売入札妨害の容疑で山口地検に送検 ・副市長名で職員への綱紀粛正の通達
22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・財政部長名で職員への契約業務等の遵守事項の通達 ・本件業者を指名停止(24箇月)
28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会全員協議会において事件概要等を説明(件名:官製談合防止法等違反容疑による職員逮捕事件について)
12月10日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・前技監を「周南緑地(メインエントランス)整備工事」に係る官製談合防止法違反等の容疑で再逮捕及び「徳山動物園リニューアル北園広場修景工事」に係る官製談合防止法違反等の容疑で起訴 ・本件業者 代表取締役を「周南緑地(メインエントランス)整備工事」に係る公契約関係競売入札妨害の容疑で再逮捕及び「徳山動物園

	リニューアル北園広場修景工事」に係る公契約関係競売入札妨害の容疑で起訴
11日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・前技監を官製談合防止法違反等の容疑及び本件業者 代表取締役を公契約関係競売入札妨害の容疑で山口地検に送検 ・庁内放送で市長訓示及び掲示板に市長訓示を掲載 ・ホームページに職員の起訴及び再逮捕についてお詫び文を掲載
12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・本件業者を指名停止(24箇月)
15日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・12月15日市広報に職員逮捕事件についてお詫び文を掲載
28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・前技監を「周南緑地(メインエントランス)整備工事」に係る官製談合防止法違反等の容疑で追起訴 ・本件業者 代表取締役を「周南緑地(メインエントランス)整備工事」に係る公契約関係競売入札妨害の容疑で追起訴
平成31年 1月22日(火) 24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象にした「公務員倫理・コンプライアンス研修」を実施
25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時市議会において行政報告(件名:官製談合防止法等違反容疑による職員逮捕事件を受けてのこれまでの対応について)
30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・「徳山動物園リニューアル北園広場修景工事」及び「周南緑地(メインエントランス)整備工事」に係る官製談合防止法違反等による初公判(前技監)
31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・「徳山動物園リニューアル北園広場修景工事」及び「周南緑地(メインエントランス)整備工事」に係る公契約関係競売入札妨害による初公判(本件業者 代表取締役)

2月15日(金)	<ul style="list-style-type: none">・ 工事担当課職員を対象にした「コンプライアンス意識の向上研修」を実施・ 2月15日市広報に職員逮捕事件を受けこれまでの対応を報告
----------	--

平成31年2月25日現在

4 周南市のコンプライアンスの現状と課題

(1) はじめに

当委員会では、現行の入札制度とその運用の検証に先立ち、周南市におけるコンプライアンスの状況及び本件事件に関わった職員が技監であったことに鑑み、技監の現状について検証することとした。

(2) コンプライアンス意識の遵守に対する取り組み

本件事件の公訴事実が「価格漏えい」であることから、まず初めに職員個人の資質によるところが大きいと考え、周南市のコンプライアンスの遵守、意識の向上の取り組みについて、職員研修の実施状況を確認した。その概要等は次のとおりである。

周南市におけるコンプライアンス研修は、新人職員研修、職員階層別研修などにおいては実施されてきたものの、全職員を対象とした研修については、これまでほとんど実施されていなかった。また、工事担当課の職員を対象とした専門的知識の付与と不正防止に関する意識を高める研修についても同様の状況であった。

工事担当課職員を対象とした具体的な研修例を確認すると、平成29年12月20日「建設工事におけるコンプライアンス対策」というテーマで、本市職員が講師となり、工事担当課職員約30名が参加し、実施され、平成30年7月24日には「コンプライアンス意識の向上研修」というテーマで、公正取引委員会から講師を招き、工事担当課職員約50名が参加し、実施されていたのみであった。

コンプライアンス研修について、なるべく多くの職員を対象に、同じ内容を繰り返し行うことが重要であるが、研修対象者の範囲が狭く、内容がまちまちである。

また、研修内容の習熟度のチェックや欠席者の把握もされておらず、研修のフォローができていないなど、コンプライアンスの遵守、意識の向上の取り組み、特に職員研修に

については不十分であると考える。

周南市では今回の事件を受けて、法令等遵守にとどまらず、社会の規範やルール、マナーを含め遵守すべきことの重要性を再認識するため、全職員を対象に平成31年1月22日及び24日、工事担当課職員を対象に平成31年2月15日に研修を実施しており、研修内容、研修の中身のフィードバック、欠席者へのフォローなどの方法や、新しい取り組みとして、コンプライアンスの自己評価チェックシートを導入して、各自の認識度を確認後、人事課で全職員のデータを把握していることなどの説明を受けたが、引き続き、こうした取組みを継続的に進めていくことが肝要である。

(3) 公益通報制度の適切な運用

周南市には公益通報制度がすでにあり、実績としては年に1件程度であるとの説明を受けた。一般的に不正事件には幹部職員が関与する事案が多く、幹部職員への遠慮から公益通報が消極的になりがちになるので、本制度の趣旨や内容について全職員が十分理解する必要がある。

(4) 技監の職務内容と運用上の課題

本件事件について、公訴事実によれば、前技監であった者からの設計金額の漏えいによるものとされていることから、技監の職務内容について確認した。

周南市組織規則によると、技監は少人数の独任的な体制であり、その事務分掌は、(1)建設部門の総合調整に関すること (2)建設技術の統括及び指導に関すること (3)建設技術に係る制度改正に伴う連絡調整に関すること (4)工事関係に係る事務の連絡調整に関することと規定されている。当該規定に基づき、建設技術を統括し、指導する立場から、技監には、入札に付されるすべての工事の設計図書が回付され、さらに土木系、建築系それぞれの担当技監の責任において、設計積算の点検を行い指導助言など業務が

遂行されている。このように技監には入札に付される工事に係る情報が集中している。

また、業務の繁忙期に対応するため、技監が工事の完成検査等を行う検査監を兼ね、逆に検査監が技監を兼ねる運用がなされており、建築系、土木系それぞれにおいて平成28年度は、主業務が技監である技監兼検査監1名、主業務が検査監である検査監兼技監2名の合計3名体制で、平成29年度は、技監兼検査監2名（土木系1名、建築系1名）、検査監兼技監2名の合計4名の体制であった。

このように技監は、少人数の独任的な体制であると共に、検査監を兼務する運用がなされており、その職務の執行に際して、牽制、統制が効きにくく、職務の透明性が確保しがたい状況となっている。

5 現行の入札制度の運用の検証結果と課題

ここでは、入札までの手続きを含めた制度の運用について検討した。

(1) 入札・契約事務に係る決裁ルート及び回付される書類と問題点

設計書の作成から入札、契約までの流れを、資料2「入札・契約事務の流れ」で確認した。

周南市では、「周南市職務権限規程」により、工事担当者が設計図書を作成（設計金額が記載されている）し、契約担当者（職員）が、上記設計図書を添付して、契約担当課内の決裁、工事担当課、財政課、契約監理課及び技監の合議を経て、最終決裁者の決裁をうけ事務が完了する。

この決裁ルートでは、最終決裁者の決裁までに多数の人が設計金額を知り得る状態であるだけでなく、契約担当職員が設計図書を携えて合議先が存する庁舎内、場合によっては複数の庁舎を移動する必要がある。

本件事件の工事のうち、「徳山動物園リニューアル北園広場修景工事」の場合は、前技監を含む25人、「周南緑地（メインエントランス）整備工事」については、前技監を含む20人が決裁に関わっており、多数の人が設計金額を知ることができた。

また、本件事件の工事の執行伺決裁時点では、契約担当職員の持ち回りで、合議先が、市役所本庁舎、仮庁舎、仮庁舎別館など多数の庁舎にわたり、庁舎移動中に紛失や盗難等漏えいの危険性も高いことが分かった。

入札に先立つ執行伺の決裁については、それぞれの合議先に、設計図書を回付せず、必要最低限の情報を提供することで、設計金額そのものを知る職員を減らすなどの見直しが必要と考える。

(2) 価格競争以外の入札制度について

現在、周南市が採用している入札制度は、原則として他の業者との価格競争により、

より低価格で入札した業者が落札する競争入札によっている。そのため、業者としては設計金額に関心を持つこととなり、金額漏えいの動機となる。

国は、「価格と品質で総合的に優れた調達」に転換することを目指した「公共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる、品確法の趣旨に基づき、施工実績、配置技術者の能力、下請活用などの地域貢献についても評価して落札者を決定する総合評価入札方式の導入を推奨している。これによれば、設計金額が落札決定に直接は結びつかないため、結果として、設計金額を聞き出そうとする職員への不当な働きかけの防止につながるものと考えられている。

周南市においても、平成20年度から技術的な工夫の余地の小さい一般的な工事について、入札価格のほかに工事経験や工事成績等の技術的な要素を総合的に評価し落札者を決定する「特別簡易型総合評価方式」を採用した競争入札を実施しているが、ここ5年間をみると、平成26年度4件、平成27年度3件、平成28年度3件、平成29年度3件、平成30年度は2月末までで2件となっている。課題として、施工実績、配置技術者の能力、地域貢献等については、企業規模が大きいほど有利になる傾向があると説明があったが、国、県と既に広く実施されており、品確法で求められている、多様な入札制度の導入・実施について一層の検討が必要と考える。

6 事務処理のチェック体制の検証結果と課題

ここでは、入札後の調査制度の運用について検討した。

(1) 低入札価格調査制度

本件事件に係る二つの工事については、本件業者が、最低価格で応札し、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回っていたため、低入札価格調査が実施されている。

低入札価格調査とは、周南市が発注する、建設工事等の請負の契約締結に当たり、適正な履行の確保を図るため、応札価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないか、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないかを調査するものである。

調査基準価格は、「周南市低入札価格に関する事務取扱要綱」に定める一定の算式により求めることができる。この調査基準価格の2%を差し引いた額を判断基準額とし、判断基準額を下回る入札は、当該契約の内容に適合した履行がされないもの、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すものとみなし、不落札としている。

このため、結果として判断基準額を目指した積算と応札がされているのではないかと思料する。

一方、周南市で使用している県の土木積算システムと同様の性能の積算ソフトが市販されており、さらに、平成29年4月から、土木工事の設計図書に積算根拠を分かり易く明示した積算条件書を示していることから、より精度の高い積算が行なえるようになっている。

しかし、業者にとっては、自分の積算を確認し、判断基準額を目指した応札を行うために、職員から設計金額を聞き出そうとする誘因は起こりうるものと思料する。

こうしたことから、予定価格を事後公表ではなく、事前公表にすることや、判断基準額を調整することについて検討した。

まず、予定価格の事後公表については、業者の見積り努力が促進されるというメリッ

トはあるものの、予定価格を探ろうとする不正が発生する恐れの特メリットがあり、事前公表については、価格漏えい等の不正を防止できるというメリットがあるものの、落札価格が高止まりになり、建設業者の見積り努力を損なわせることなどのデメリットから、国の「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、国から事前公表は行わないよう指導がされているとの説明が事務局からあった。したがって、事前公表は不相当と判断した。

また、判断基準額の調整については、平成27年4月から、判断基準額の10万円未満の端数処理を行う改正を行ったものの、これまでに比べ大幅にくじの件数が増加したことや業者の積算努力が損なわれることから、平成27年10月から、10万円未満の端数処理を行わないことに改正したと説明があった。現在、判断基準額を目指した応札が行われているため、職員から設計金額を聞き出そうとする誘因は起こりうることから、引き続き、判断基準額の調整も含めて検討が必要と考える。

(2) 入札執行結果調査

入札後から契約までのチェック制度については、前述したダンピング防止対策を主眼とした「低入札価格調査制度」のほか、平成29年4月から導入した周南市独自の制度である、「入札執行結果調査」がある。

この調査は、開札の結果

- ① 1者のみ入札金額が判断基準額と同額の場合
- ② 2者以上の入札金額が判断基準額と同額であることにより、くじを実施した場合
くじの複数の対象者が同一となった入札が3回以上となった場合に行う調査である。

調査の内容は、落札候補者が提出した工事内訳書と周南市の設計書を比較して、積算条件書記載の単価、県単価等の容易に入手できる単価以外の単価や工種が設計書と概ね

一致しているかの視点で、入札参加者が提出した工事内訳書の単価に不審な点、不正の可能性がないかを確認し、この結果を契約等審査会に諮り問題ないとされれば、落札決定となるものである。

本件事件の工事のうち、「徳山動物園リニューアル北園広場修景工事」は、入札金額と判断基準額の差額980円があったため、上記①、②に該当せず、現行制度上調査の対象外であった。

また、執行伺起票の際、設計金額を最終確認する技監が、入札執行結果調査に際しても、同調査を行う契約等審査会への報告書の作成に加わっており、設計積算の最終チェック者と入札結果のチェック者が同一であるという矛盾がある。

7 再発防止策

(1) コンプライアンス研修の充実と公益通報制度

上記4(2)で指摘したとおり、今回の事件を受けて、市民から信頼される職員を目指すため、組織をあげて、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上とそれを維持する組織体制を図る必要がある。そのためにも今後のコンプライアンス研修の実施に当たっては、次の点に留意して取り組む必要がある。

ア 新人職員研修や職員階層別研修だけでなく、特に、契約担当者に向けた研修については、人事異動を考慮すると共に、対象者を拡げ定期的を実施すること。研修は、周南市の作成した資料に基づき行うなど、内容を一貫したものとすることが大切である。

イ 職員の研修に対する習熟度をチェックすること。研修内容に関する設問に答えることや、職員の氏名等を記入させるアンケートの実施が有効である。

ウ 未受講者に対するフォローを徹底する。未受講者を把握し、追加研修を受講させ、職員全体のコンプライアンス意識の底上げを図る。

エ 業者にもコンプライアンス意識の醸成を図るための取り組みを求めるべきである。したがって、そのような業者の取り組みについて競争入札参加資格登録の登録要件にすることや、総合評価入札の評価項目とすることを検討されたい。

オ 業者との接し方も含め、職員が守るべきルールを明文化する規程の整備も必要である。

カ 公益通報制度（内部通報制度）の周知徹底と機能強化

後述する7(2)イの組織としての牽制を補い、幹部職員への萎縮から不正通報が消極的にならないようにするため、周南市では、「周南市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を制定し、職員による内部通報制度があるので、その趣旨が貫徹されるよう、職員に周知徹底して機能の充実に努められたい。

(2) 技監に係る組織体制の見直し

上記4(4)で指摘したとおり、本件事件は、技術職員を指導する立場の技監から情報が漏れたということで逮捕・起訴された事件であるので、次の点に留意され技監のあり方を検討されたい。

ア 技監と検査監の兼務の解消

技監本来の職務は、建設技術の指導や設計積算の最終チェックの履行であり、工事の検査を行う検査監との兼務への疑義が生じており、技監兼検査監の兼務の解消は必要であると考えるのでこれを検討されたい。

イ 独任的な体制から組織（複数人数）へ

技監に多くの情報が集中する状況にあることから、不当な働きかけを受けやすくなっているものと思われる。こうしたことから技監の独任的な体制から複数の職員により構成される部署とすることで、当該部署の職員間で設計金額等職務上知り得た情報の漏えいに対する相互牽制が可能となることが期待される。

(3) 設計金額の適切な管理

上記5(1)で指摘したとおり、現在の入札契約事務のうち、執行伺の決裁において、多くの部署にわたる合議先が設定され、設計図書もあわせて回付されており、設計金額を知りうる職員が多数となるだけでなく、設計図書の持ち回りに際して設計金額の漏えいのおそれもあった。合議等が必要な理由を確認すると、契約担当課は予算執行の確認事務、工事担当課は工事の確認事務、財政課は予算範囲の金額や内容の確認事務、契約監理課は入札執行の確認事務のためであった。そうすると、設計図書すべての内容を知らなければならない部署は工事担当課及び技監など一部の部署で、設計金額もほとんどが概算でもよいことがわかった。

そこで、以下のことを参考に設計金額の適切な管理等に努められたい。

ア 工事担当課での設計図書の一元管理

技監等設計図書を閲覧する関係職員は、工事担当課の執務室内で設計図書を確認することとすれば、同室内から設計図書、ひいては設計金額が持ち出されることがなくなるので、関係職員以外の職員その他第三者への漏えいのリスクを低減できる。

イ 設計金額の調整

設計書に記載のある、円単位までの正確な設計金額は、工事担当課及び技監が確認すれば実務上問題ないことを確認しており、決裁時の設計金額については切り上げ処理などの調整を行ない、正確な設計金額は伏せた形で決裁を回付する。このとき、電子決裁を活用することで、さらに機密性は向上するものと考ええる。

(4) 多様な入札制度の検討

上記5(2)で指摘したとおり、周南市が主に採用している入札制度は、価格のみを評価する入札制度であり、設計金額を聞き出そうとする職員への不当な働きかけの動機づけとなると考えられることから、多様な入札制度の検討をされたい。

一例として、総合評価入札方式の場合は、施工実績、配置技術者の能力、障害者雇用の状況、市内業者の下請活用などの地域貢献についても評価して落札者を決定するため、設計金額が落札決定に直接は結びつかないことから、結果として、設計金額を聞き出そうとする職員への働きかけの防止につながるものと考えられる。

周南市では、業者間の規模に大きな差があり、実績や配置技術者については、企業規模が大きいほど優位となり、特定の業者に有利となる可能性があるため、年間数件程度しか実施していないとのことであるが、全体的な公平・公正性に注意しながら、また、他団体の実施方法も参考にして、対象工事の拡大について検討を進められたい。

(5) 入札後のチェック体制強化

上記6(1)で指摘したように、低入札価格調査制度の存在のため、業者は、自分の積算を確認し、判断基準額を目指した応札を行うために、職員から設計金額を聞き出そうとする誘因は起こりうる。

そこで、引き続き、判断基準額の調整も含めて検討されたい。

また、上記6(2)で指摘したように、現行の入札執行結果調査制度では、設計積算の最終チェック者である技監が入札結果のチェックを行う手続きに関与するという矛盾がある等の問題点を解消し、調査対象の検討も含め、実効性のある制度への改正を検討されたい。

8 総括

今回の市職員が逮捕、起訴されるという不祥事件により、市政に対する市民の信用と信頼を大きく損なうことになったことを、市長をはじめ全職員が重く受け止めなければならない。

本件事件から市民の信頼を回復するためには、極言すれば、「法令等に違反をし、期待に反した行動をする職員はでてくる可能性がある」という前提に立った、コンプライアンス意識の向上の取組みを徹底することであり、こうした取組みの成果として、周南市が組織として、また、職員一人ひとりが、より一層、市民から負託された職務の公正公平な執行に努め、継続していくことが必要である。

委員会が示す再発防止策は、事件の全容が明らかとはなっておらず、また、限られた時間の中で示すものであるが、今後、周南市において再発防止策の具体的な取組みについて真摯に検討し、実施されることで、公正な公平な入札契約を実現し、市民の信頼回復に寄与されることを強く希望する。

入札制度の検証と再発防止策策定のロードマップ

委員会回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
概要	諮問書の受理・官製談合事件報告	課題と対応のあり方事務局(案)の提示	課題と対応のあり方事務局(案)の提示	課題と対応のあり方事務局(案)の提示	答申(案)取りまとめ
委員会開催日	12月25日	1月10日	1月21日	2月4日	2月25日
入札監視委員会					
事務局(契約監理課)					
委員会での指摘	<p>委員会での指摘</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事件の発端の説明要求 2. 答申までのロードマップの作成 3. 改善案を示した資料の請求 	<p>委員会での指摘</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 答申までのロードマップ修正箇所について 2. コンプライアンス意識の向上について改善案を示した資料を請求 3. 事務局からの問題点と改善案について補足資料の請求 <ul style="list-style-type: none"> (1) 決裁状況を分かり易く示した資料の作成を要求 (2) 総合評価方式の拡充について検討を要求 	<p>委員会での指摘</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 答申までのロードマップ修正箇所について 2. 研修の未受講者への対応及び習熟度の確認についての対応策を提案 3. 総合評価方式を導入した他市の実施状況調査を要求 4. 入札後から契約までの制度についての問題点について補足説明を要求 	<p>委員会での指摘</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 答申までのロードマップ修正箇所について 2. 答申案のとらえ方について <ul style="list-style-type: none"> (1) 諮問内容との整合を図ること (2) 事件発生の原因が明らかでない状態で答申案をまとめることについての方向性を答申書に示すこと 	<p>委員会での指摘</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 答申案・報告書の修正箇所の指摘 2. 最終資料作成までのスケジュール確認 3. 今後の入札監視委員会の在り方を協議
答申(案)の取りまとめ	答申(案)の取りまとめ				
市長からの諮問の内容	<p>市長からの諮問の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事件発生の原因の検証 2. 現行入札制度と運用の検証 3. 事務処理チェック体制の検証 4. 再発防止策についての提言 	<p>1回目指摘事項についての対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事件の発端の説明 2. 答申までのロードマップ提示 3. 事務局が考える問題点と改善案について提示 	<p>2回目会議の指摘事項についての対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ロードマップ時点修正箇所の説明 2. 事務局が考える問題点と改善案について <ul style="list-style-type: none"> (1) コンプライアンス意識の向上についての改善案説明 (2) 決裁ルートを図示した補足資料を提示 (3) 総合評価方式の拡充について検討結果を報告 	<p>3回目会議の指摘事項についての対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ロードマップ時点修正箇所の説明 2. 総合評価方式を導入した県内他市の実施状況の説明 3. 入札後から契約までの制度に係る問題点及び改善策についての説明 	<p>4回目会議の指摘事項についての対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ロードマップ時点修正箇所の説明 2. 答申案・報告書案の提出 各委員との事前調整資料の提出
事務局からの説明事項	<p>事務局からの説明事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員逮捕及び起訴事件について 2. 入札事務の流れについて 3. 入札制度について 	<p>事務局からの説明事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事件の発端について 2. 答申までのロードマップについて 3. コンプライアンス意識の向上について 4. 事務局が考える問題点と改善案について <ul style="list-style-type: none"> (1) 設計金額を知りうる職員が多いことについて (2) 価格のみを評価する入札について 5. 入札制度の変遷についての説明 	<p>事務局からの説明事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ロードマップ時点修正箇所について 2. 事務局が考える問題点と改善案について <ul style="list-style-type: none"> (1) コンプライアンス意識の向上について (2) 技監に関わる組織の見直し (3) 設計金額を知りうる職員が多いことの見直しについて (4) 総合評価方式の拡充の検討について 3. 入札後から契約までの制度について <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札執行結果調査 (2) 積算疑義申立て制度 	<p>事務局からの説明事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ロードマップ時点修正箇所について 2. 3回目会議の指摘事項についての説明 <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合評価方式を導入した県内他市の実施状況の説明 (2) 入札執行結果調査についての補足説明 3. 臨時議会への報告内容について <ul style="list-style-type: none"> (1) 違算確認後の誤った事務処理について (2) 公判内容について (3) 平成31年1月30日：前技監の初公判 (4) 平成31年1月31日：本件業者代表取締役の初公判 5. 改善策として掲げる4項目の確認について <ul style="list-style-type: none"> (1) コンプライアンス研修の充実 (2) 技監に関わる組織の改善・強化 (3) 設計金額の適切な管理 (4) 多様な入札制度の導入・採用 	<p>事務局からの説明事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンプライアンス審査会による審査結果の報告 違算後の不適切な事務処理について 2. 答申案及び報告書案について <ul style="list-style-type: none"> 項目ごとに修正箇所を確認し訂正 3. 入札監視委員会の今後の対応について <ul style="list-style-type: none"> (1) 今後の審議方針 (2) 今後の予定
庁内検討会	<p>第1回庁内検討会</p> <p>検討会内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議内容及びスケジュールの確認 		<p>第2回庁内検討会</p> <p>検討会の主な意見</p> <p>【設計金額の適切な管理】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 紙決裁から電子決裁へ(情報漏洩の観点から) 2. 概算額決裁、ルート見直し、保管方法の改善等 3. 不正に情報を聞き出す行為を未然に防ぐ対応 <p>【技監に関わる組織の見直し】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技監という個人体制の弊害 2. 設計積算技術支援体制の強化 	<p>第3回庁内検討会</p> <p>検討会内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第3回入札監視委員会の審議内容報告 2. 検討会の提案意見における実現性の検討 	
検討会開催日	12月21日		1月15日	1月28日	
コンプライアンス研修			<p>研修内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公務員倫理と自治体コンプライアンス 2. コンプライアンス違反を防ぐために <p>研修対象：全職員</p> <p>講師：行政書士</p>	<p>研修内容：職員の入札談合等関与の防止に向けて</p> <p>研修対象：工事の契約にかかわる職員</p> <p>講師：公正取引委員会職員</p> <p>習熟度確認：理解度チェックテスト実施</p> <p>未受講者への対応：講習会のビデオ配信</p>	
研修開催日			1月22日・24日	2月15日	

入札・契約事務の流れ

条件付一般競争入札(事後審査方式) 設計金額1千万円以上1億5千万円未満の例

